

緊急情報など住民への情報伝達手段

項目	放送内容	緊急防災情報告知システム		広報車	防災メール (携帯電話、パソコン)	緊急速報メール (エリアメール)	ホームページ	ケーブルテレビ		ツイッター	フェイスブック	情報伝達必須	根拠法令
		防災ラジオ	屋外拡声器					文字放送	データ放送				
緊急放送	避難勧告及び避難指示	△	△	△	△	△	●	△	●	●	●	□	災害対策基本法第60条(可能) 水防法 第29条 原子力災害対策特別措置法第26条(義務)
	特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)※大津波及び震度6以上を除く	○	○	—	○	○	●	△	●	●	●	□	気象業務法 第15条2(義務)
	有事情報(弾道ミサイル情報、大規模テロ情報等) J-ALERT	○	○	—	○	○	●	△	○	●	●	□	国民保護法 第16条(努力義務)
	緊急地震速報(予測震度4以上) J-ALERT	○	○	—	○	○	●	—	○	●	●	□	気象業務法 第15条(努力義務) 災害対策基本法 第56条(義務)
	大津波警報(特別警報) J-ALERT	○	○	—	○	○	●	△	○	●	●	□	気象業務法 第15条2(義務)
	津波警報 J-ALERT	○	○	—	○	○	●	△	○	●	●	□	気象業務法 第15条(努力義務) 災害対策基本法 第56条(義務)
	津波注意報 J-ALERT	○	○	—	○	○	●	△	○	●	●	□	気象業務法 第15条(努力義務) 災害対策基本法 第56条(義務)
災害情報	災害発生時の市内の状況	△	△	△	△	×	●	△	●	●	●		
	市内で発生した震度3以上の地震	-※	△	△	△	×	●	△	●	●	●		気象業務法 第15条(努力義務) 災害対策基本法 第56条(必要に応じて)
	市内で発生した火災情報 ※注	-※	△	△	△	×	●	△	●	●	●		
防災情報	避難準備情報	△	△	△	△	△	●	△	●	●	●	□	災害対策基本法第56条(可能)
	市域で発表された暴風、暴風雪、大雨(雪)又は洪水警報	-※	△	△	○	×	●	△	○	●	●		気象業務法 第15条(努力義務) 災害対策基本法 第56条(義務)
	気象台及び石川県が発表する「土砂災害警戒情報」 J-ALERT	○	○	△	○	○	●	△	○	●	●	□	気象業務法 第15条(努力義務) 災害対策基本法 第56条(義務)
	火災警報・注意報※2	-※	△	△	△	△	●	△	●	●	●	□	消防法第22条(可能) 七尾市火災警報規則(義務)
その他の放送	犯罪に対する注意喚起(振り込め詐欺)	-※	△	△	△	×	●	△	●	●	●		
	感染症に対する注意喚起(インフルエンザ、O157等)	-※	△	△	△	×	●	△	●	●	●		
	尋ね人(行方不明者の情報)	-※	△	△	△	×	●	△	●	●	●		
	その他、人命に関わる情報(熊の出没等)	-※	△	△	△	×	●	△	●	●	●		

-※・・・防災ラジオについては、ケーブルTV加入世帯で、ケーブルに直接接続した場合可能

●・・・防災メールと連動

※注・・・消防指令システムとの連動

※注2・・・火災警報・注意報については、緊急防災情報告知システム遠隔装置にて消防本部放送

「○」・・・自動

「△」・・・手動

「—」・・・なし

「×」・・・不可能